

八代市議会臨時会議案

(令和7年1月27日招集)

目 次

議案第 1 号 専決処分の報告及びその承認について

議案第 2 号 旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年1月7日
八代市長 中村 博生

記

令和6年度八代市一般会計補正予算（第13号）

令和 6 年 度

八代市一般会計補正予算書

(第 13 号)

専決第1号

令和6年度八代市一般会計補正予算（第13号）

令和6年度八代市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 670,000千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,925,800千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年1月7日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,700,184	670,000	13,370,184
	2 国庫補助金	3,459,821	670,000	4,129,821
補正されなかった款に係る額		59,555,616	0	59,555,616
歳 入 合 計		72,255,800	670,000	72,925,800

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		27,063,607	670,000	27,733,607
	1 社会福祉費	13,509,597	619,262	14,128,859
	2 児童福祉費	10,255,103	50,738	10,305,841
補正されなかった款に係る額		45,192,193	0	45,192,193
歳 出 合 計		72,255,800	670,000	72,925,800

第2表 繰越明許費補正

1 追 加		(単位：千円)	
款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金給付事業 (非課税世帯)	619,262
	2 児童福祉費	物価高騰重点支援給付金給付事業 (こども加算)	50,738

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,657,159	0	15,657,159
2 地方譲与税	681,000	0	681,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0	42,000
6 法人事業税交付金	234,000	0	234,000
7 地方消費税交付金	3,154,000	0	3,154,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	705,000	0	705,000
11 地方交付税	16,882,753	0	16,882,753
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0	14,568
13 分担金及び負担金	281,596	0	281,596
14 使用料及び手数料	764,872	0	764,872
15 国庫支出金	12,700,184	670,000	13,370,184
16 県支出金	7,265,726	0	7,265,726
17 財産収入	88,938	0	88,938
18 寄附金	2,232,775	0	2,232,775
19 繰入金	1,589,748	0	1,589,748
20 繰越金	1,382,866	0	1,382,866
21 諸収入	1,350,215	0	1,350,215
22 市債	7,085,300	0	7,085,300
歳入合計	72,255,800	670,000	72,925,800

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	366,790	0	366,790	0	0	0	0
2 総務費	8,312,666	0	8,312,666	0	0	0	0
3 民生費	27,063,607	670,000	27,733,607	670,000	0	0	0
4 衛生費	5,365,703	0	5,365,703	0	0	0	0
5 農林水産業費	4,385,597	0	4,385,597	0	0	0	0
6 商工費	2,286,639	0	2,286,639	0	0	0	0
7 土木費	5,964,394	0	5,964,394	0	0	0	0
8 消防費	3,032,345	0	3,032,345	0	0	0	0
9 教育費	6,040,687	0	6,040,687	0	0	0	0
10 災害復旧費	965,358	0	965,358	0	0	0	0
11 公債費	7,400,217	0	7,400,217	0	0	0	0
12 諸支出金	1,051,797	0	1,051,797	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳出合計	72,255,800	670,000	72,925,800	670,000	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,644,267	670,000	2,314,267	1 総務管理費補助金	670,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	3,459,821	670,000	4,129,821			

3. 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	1,408,050	619,262	2,027,312	619,262	0	0	0	3 職員手当等 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	583 583 5,690 42,406 570,000	物価高騰重点支援給付金給付事業 (非課税世帯)
計	13,509,597	619,262	14,128,859	619,262	0	0	0			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	36,705	50,738	87,443	50,738	0	0	0	10 需用費 11 役務費 18 負担金補助及び交付金	115 623 50,000	物価高騰重点支援給付金給付事業 (こども加算)
計	10,255,103	50,738	10,305,841	50,738	0	0	0			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(645) 1,039	650,233	4,242,616	2,960,391	7,853,240	1,478,458	9,331,698	
補正前	(645) 1,039	650,233	4,242,616	2,959,808	7,852,657	1,478,458	9,331,115	
比 較	() 0	0	0	583	583	0	583	

※ () 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員(外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	通 勤	特殊勤務	時 間 外	管 理 職	管理職員	期末勤勉	退 職	住 居	地 域	単 身	災 害
		手 当	手 当	手 当	勤 務 手 当	手 当	特別勤務 手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	赴 任 手 当	派 遣 手 当
補正後		109,658	59,222	2,925	347,390	66,687	796	1,931,380	353,160	83,832	3,655	1,686	0
補正前		109,658	59,222	2,925	346,807	66,687	796	1,931,380	353,160	83,832	3,655	1,686	0
比 較		0	0	0	583	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(588) 34	650,233	144,322	270,241	1,064,796	155,134	1,219,930	
補正前	(588) 34	650,233	144,322	270,241	1,064,796	155,134	1,219,930	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※ () 内はパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶 養	通 勤	特殊勤務	時 間 外	管 理 職	管理職員	期末勤勉	退 職	住 居	地 域	単 身	災 害
		手 当	手 当	手 当	勤 務 手 当	手 当	特別勤務 手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	赴 任 手 当	派 遣 手 当
補正後			4,091		2,427			263,723					
補正前			4,091		2,427			263,723					
比 較			0		0			0					

旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定について

旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 1 月 9 日付けで旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定請求があったため、同条第 3 項の規定により、意見を付けて議会に付議する必要がある。

旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、供用を廃止した八代市厚生会館（以下「旧八代市厚生会館」という。）について、解体するのか、利活用するのかについて、住民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(1) 旧八代市厚生会館を保全して利活用することに賛成する。

(2) 旧八代市厚生会館を解体することに賛成する。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を八代市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。ただし、当該投票日に公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙、地方自治法に規定する直接請求に係る投票、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）に規定する国民審査又は日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）に規定する国民投票が執行される場合その他市長が特に必要があると認める場合にあつては、当該投票日を変更することができる。

2 市長は、投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18年以上の日本国籍を有する者であること。

(2) 前条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において

本市に住所を有していない者及び告示日以後に日本国籍を取得した者を除く。)であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製)

- 第6条 市長は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。

(投票の方式)

- 第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票をしようとする投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票人の自由な意思に基づき、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

(投票所における投票)

- 第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ投票することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票区及び投票所)

- 第9条 投票区及び投票所は、市長の指定する場所に設ける。

- 2 市長は、あらかじめ投票所の場所及び日時を告示しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

- 第10条 市長は、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格者名簿の登録と投票)

- 第11条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票することができない。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

- 第12条 住民投票の当日(第8条第2項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の秘密の保持)

第13条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(投票用紙の様式)

第14条 第7条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第4項の規定による点字による投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(情報の提供)

第15条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、旧八代市厚生会館に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならない。

(投票の促進)

第16条 市長その他関係機関は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第17条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為

(2) 住民の平穏な生活環境を侵害する行為

(3) 公職選挙法その他の法律により規制される政治活動に該当する住民投票運動

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(開票所)

第18条 開票所は、市長の指定する場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第19条 市長は、前条第1項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力)

第20条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第21条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 所定の○の記号の記載方法によらないもの

(3) ○の記号を複数の欄に記載したもの

(4) ○の記号以外の事項を記載したもの

(5) ○の記号をいずれの欄に記載したかを確認し難いもの

意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定について請求があったため、同条第3項の規定により、次のとおり意見を付します。

1 旧八代市厚生会館の閉館に係る意思決定の経緯

はじめに、旧八代市厚生会館（以下「旧厚生会館」といいます。）の閉館に係る意思決定に至るまでの経緯を説明します。

旧厚生会館は、昭和37年の開館以降、60年以上の長きにわたり、まさに本市における「文化の殿堂」として、市民の皆様にも良質な芸術文化の鑑賞と体験の場を提供するとともに、中心市街地に立地する身近なホールとして、市民の発表や交流の場という役割も担ってまいりました。

また、最盛期には、年間40万人を超える利用者数を記録することもあり、中心市街地の賑わい創出にも寄与してまいりました。

このように、旧厚生会館は、文化的側面や建築物としての価値などから、高い評価をいただけてきましたが、その一方で、老朽化に伴う維持管理費の増大や舞台設備等の使いづらさに加え、駐車場不足、興行面での採算性の低さなど多くの課題を抱えており、平成30年度における利用者数は、最盛期の2割以下にまで落ち込んでいました。

そのような中、旧厚生会館につきましては、令和元年6月のお祭りでんでん館建設に伴う休館後、今後のあり方を検討するために、令和2年度に劣化度調査を実施したところ、約20億円の改修費用が必要となることが判明いたしました。

また、令和2年2月から5回にわたり開催いたしました、文化・建築・経済分野に関わる有識者やホールの利用者などで構成する「八代市文化ホール等あり方検討会」においては、「厚生会館の今後の利活用を期待する一方で、様々な解消できない課題が残るため、市として慎重に検討を行い、方針を示してもらいたい」旨のご意見とともに、県南の拠点となる新たなホール施設の整備についても、ご提言をいただきました。

そのほか、令和2年6月に行った市民アンケートでは、旧厚生会館、桜十字ホールやつしろ、鏡文化センター、八代市公民館の4つのホール施設の今後に関する質問に対し、「老朽化した施設の建替えや改修を行い、4施設ともこのまま維持していく」という回答が13%であった一方、「他の公共施設の建替えと併せて複合施設を建設し、効率化を図る」という回答が約42%、「費用削減のため、一部を休館・閉館する」といった回答が約36%となるなど、施設の効率化や縮減を求める

回答が多数を占める結果となりました。

本市では、これらの結果を踏まえた上で、令和3年2月に旧厚生会館について「ホールとして再開しない」方針を決定し、市議会に説明を行うとともに、広報やつしろや市ホームページで周知を図ってきました。

また、令和4年5月から6月にかけては、旧厚生会館の活用策の一環として、ホワイエ部分の利活用に係る民間提案を募集しましたものの、応募がありませんでした。

本市といたしましては、施設の存続を排除することなく、旧厚生会館が抱える課題を解決する方策について、検討を積み重ねてまいりました。その結果、苦渋の決断ではありましたが、令和5年4月に旧厚生会館の閉館及び機能移転の方針を決定し、令和5年の八代市議会6月定例会に廃止条例の提案を行い、市議会におきまして慎重なご審議をいただいた上で可決いただき、市としての意思決定を行ったところです。

2 八代市厚生会館の今後の方針

旧厚生会館の閉館及び機能移転についての方針を表明した際、施設の跡地において市民の皆様との賑わいと憩いの場となるような空間を整備し、文化・芸術イベントの開催などを官民連携して実施するという方向性につきましてもお示ししており、この方向性に沿って令和6年度事業として旧八代市厚生会館跡地利活用基本構想（以下「基本構想」といいます。）の策定を進めているところです。

基本構想では、旧厚生会館が立地している範囲を対象に八代城跡を中心とした回遊性の向上を図り、クルーズ船客をはじめとする市内外からの人流をまちなかにつなぐ拠点として、あるいは、商店街や地元企業と連携した集客イベントの会場として活用することによる中心市街地の活性化など、まちづくりへの波及効果にも配慮した構想とすることを目指しています。

なお、基本構想の策定に当たっては、市民の皆様のご意見や思いを踏まえながら進めていくこととしており、できる限り様々な年代、立場の方からご意見をお伺いすべく、無作為に抽出した3,000人の皆様を対象としたアンケートを、昨年10月に実施いたしました。併せて、地域団体の皆様をはじめ、商業団体、経済団体、文化団体の皆様を対象に、個別に団体へ赴き、直接ご意見をお聞きしたところです。

本市としましては、市民アンケート及び関係団体ヒアリングで頂戴したご意見等を踏まえ、本年3月を目途に基本構想の取りまとめを行うこととしており、市議会や広く市民の皆様にお示しした上で、市民の皆様との賑わいと憩いの場となるような空間整備を進めてまいります。

3 住民投票条例案の問題点について

次に、請求代表者が提出された住民投票条例案（以下「条例案」といいます。）の問題点について申し上げます。

（1）第2条（住民投票）

今回の住民投票は、旧厚生会館の利活用か解体かについて住民の意思を確認することを目的とされており、投票する者は、「旧八代市厚生会館を保全して利活用することに賛成する」、または「旧八代市厚生会館を解体することに賛成する」のどちらかを選択することとなります。

このうち「旧八代市厚生会館を保全して利活用することに賛成する」との選択肢だけでは、市民の皆様の意思を正確に把握することはできないものと考えます。利活用に当たっては、例えば「文化ホールとして施設の全部を再整備し活用する」、あるいは「ホワイエ部分などの一部を活用する」、または「外観のみを保全する」など様々なご意見があると思われまことから、具体的な利活用の方法や必要な経費、それに伴う課題といった判断材料を示した上で、投票を行うべきと考えます。

（2）第24条（投票結果の尊重）

第24条（投票結果の尊重）において「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定されていますが、住民投票が実施される場合、一定の投票率を満たさなければ、市民の意思が十分に反映された、ということとはできないと考えられます。

具体的には、投票率に関する規定がないため、仮に投票率が著しく低かった場合には、その結果が市民の意思を十分に反映しているとはいえないため、本条例案によって住民投票を実施したとしても、第1条に規定されている「住民の意思を確認する」ことは困難であると考えられるものです。

4 市長意見

最後に、私の意見を述べさせていただきます。

住民投票条例の制定をはじめとする直接請求は、選挙において選ばれた住民の代表である地方公共団体の執行機関としての首長と議決機関としての議会が、それぞれの判断と責任において行政を運営する間接民主制を補完するものとして、広く住民の総意を把握するために定められている制度であり、私もその補完的役割は十分に理解しています。

また、今回、4,303人という多くの市民の皆様から署名が提出されたことに対しましては、真摯に受け止める必要があると考えています。

しかしながら、旧厚生会館につきましては、令和元年6月の休館以降、市民アンケートの結果などを含め、八代市文化ホール等あり方検討会などで多くの市民の皆様のご意見をお聞きしながら、検討を積み重ねた上で、老朽化に伴う維持管理費の増大や採算性、駐車場の不足など、多額の費用をかけて改修しても解決できない多くの課題を、未来を担う次の世代に残してはならないとの強い思いから、令和5年4月に閉館及び機能移転という今後の方向性を表明したものでございます。

また、本市では、令和3年2月に旧厚生会館をホールとして再開しないとする方針を決定して以降、広報やつしろや市ホームページで周知を図るとともに、市民の皆様を対象とした意見交換会や施設見学会、市議会の一般質問などにおいて、説明を重ねてまいりました。さらに、市民団体よりご提出いただきました公開質問に関しましては、丁寧に回答させていただいております。

旧厚生会館の廃止に当たっては、施設を後世に残したいというご意見がある一方で、解決できない様々な課題があることを踏まえ、将来、本市を担っていく若い世代の皆様にとってより良い結果となるよう、総合的に判断する必要があります。

市民の皆様から負託を受けた市議会におかれましても、市長としての私の意見や市民の皆様方のご意見を踏まえ、長年にわたる議論と慎重な審議を経て令和5年6月定例会において旧厚生会館廃止を議決されたものと承知しており、私としてはこのご判断を重く受け止めています。

また、本市では施設の跡地において市民の皆様への賑わいと憩いの場となるような空間を整備し、文化・芸術イベントの開催などを官民連携して実施するという方向性に沿って、「旧八代市厚生会館跡地利活用基本構想」の策定を、本年3月を目途に進めているところです。

つきましては、旧厚生会館の廃止に至るまでの経緯や跡地利活用に関する現在の取組状況を踏まえ、また、住民投票の実施により、市民の間に対立や混乱が生じることは絶対に避けるべきであるとの思いから、本住民投票条例の制定に反対の意見を付した上で、市議会にご判断を求めることとし、条例案を提出します。

議員の皆様におかれましては、慎重なご審議の上、適切にご判断をいただきますようお願い申し上げます、条例案に対する意見といたします。